

サイトラインの確保等に係る検討WG（第4回）

議事録

■日 時 2025（令和7）年1月28日（火） 15：30～18：00

■場 所 WEB 会議形式

1. 開 会

（座長）

- ・ 本日は、「サイトラインの確保等に係る検討WG」第4回目で、最終回となります。
- ・ 前回（第3回）の「サイトラインの確保等に係る検討WG」では、サイトライン確保について皆さま方から様々にご要望を頂きました。前回の議論を踏まえ、事務局で検討した結果の報告を行いますので、ご意見を頂ければと思います。

（国土交通省）

- ・ 資料の説明の前に我々の検討の内容を説明させていただきます。
- ・ 前回のサイトラインWGにおいては、特にサイトライン等の基準の義務化ができないかということについて、当事者団体の皆さま方を主として義務化すべきだというご意見、審査者の皆さま方を主として実務上難しいという相反するご意見があり、どうするかについてかなり議論がなされました。
- ・ 当事者団体の方からは、アメリカでできているのになぜできないかというご指摘もありました。アメリカでできているのに日本ができていないというのはかなり重いご指摘だと思いますが、一方でアメリカの法体系と日本の法体系はかなり違うこともあり、そのまま日本に持ってくるのは実務上難しいという面があります。
- ・ 日本に合ったやり方を模索するということを、かなり悩みながら、本日、案をつくっております。最終目的は実効性を確保することだと思いますので、まずはこういう形でやってはどうかということで案をつくらせて頂きました。これからご説明しますので、ぜひ議論頂ければと思います。よろしくお願いします。

2. 議 事

（1）サイトラインの確保等に係る施策（案）について

以下の資料について、事務局より説明

- 資料2 サイトラインの確保等に関する施策（案）

（2）意見交換

（座長）

- ・ 資料の説明をありがとうございました。これから意見交換を進めたいと思います。本日は、皆さまに一言ずつコメントを頂きます。
- ・ 6月の政令改正に向け、できる限り実効性を担保することについて最大限の努力をして頂いたと認識しています。
- ・ 資料2、通しp5の①～⑤について、具体的な実効性の確保策として、設計手法、担保策につ

いて具体的な対応案を示して頂きました。これからの経験値をどれだけ蓄積するかにつながってくると思いますが、まず、皆さま方からのご意見を頂ければと思います。

- ・ また設計標準についても、まだ案の段階ですが、かなり踏み込んだ内容になっています。こちらについても、同時にご意見を頂ければと思います。

(委員)

- ・ 今、説明を聞いたところで全部を咀嚼できているわけではないのですが、通し p 5 について、よくここまできちんと考えて頂いたと思います。日本ではあまり蓄積、データがないということなので、今後の蓄積に基づいて、何年か後に新たに見直すことが必要と思います。
- ・ 罰則規定があったり、すぐ裁判になったりするアメリカとは違って、日本はそういう土壤ではないということで、このような案になったと思います。
- ・ 通し p 5 ①～⑤の中で一番大事なのは、当事者の参画です。これをしっかり義務づけて頂きたいと思います。私たちはこのWGでいろいろ発言してきましたので、それを修正などに反映していただきたいですし、作ったらそのままではなく、2～3年後に結果がどうだったのかを含めて、もう一度見直す場をつくって頂けると大変ありがたいと思います。

(座長)

- ・ 通し p 5 ①～⑤の中で、特に当事者参加の義務づけというご意見がありました。サイトラインの検証をするという確認申請の書類を建築主が出すときには、当然そのあたりについての議論が出てくるのだろーと思います。
- ・ また、数年後、2～3年後というお話ですけども、今回の実効性のそれぞれの対策がどんなふうにも有効に働いているのかどうかということの検証を行って頂きたいということ、その上でさらなる対応策の検討を求めているということです。

(委員)

- ・ 日本の法体系の中で義務化が難しい、技術的な蓄積もまだ少ない、そういう中で、どう実効性を確保するかという工夫をして頂いたと思います。本当にありがとうございます。
- ・ 通し p 5 ①～⑤の5つについて、意見を述べます。①設計手法の位置づけについては、事例を蓄積していくということなので、数年後に検証するような場をぜひ設けて頂きたいと思います。何となくそのままいつ、ちょっと問題が出てきたけれども見直すことができないという状況にならないように、ぜひ見直す場を着実につくって頂きたい。
- ・ ②詳細設計手法の策定について、どのぐらい業界団体がガイドラインを策定頂けるのかが不安なところ。策定頂けるような、何らかの担保がないのか、お聞きしたいと思います。また、そのときは当事者参画でつくって頂きたいと思います。この検討会の中で議論したものと全く違うようなガイドラインが出てくると、それはそれで非常に困ってしまいますので、ぜひ当事者参画でつくって頂きたいと思います。
- ・ ③サイトライン等検証の原則化について、一番大事なところだと思います。設計者と事業主はサイトラインがどういうものなのか、どのぐらい確保したらいいのかわからないと思うのです。以前、サイトラインを確保しましたという図面を見たら、半分ぐらいしか見えないうものもありました。設計者はこれで見えるという理解だったのです。サイトラインの確保とはこういうものなのだという図を入れて頂きたいと思います。
- ・ その際、通し p 12 建築設計標準に眼高120cmとありますが、これは高過ぎると思います。資料

集成／日本建築学会では、男性が115cm、女性が105cmです。私たちはより多くの人が見れるようにするためには、女性の105cmを標準的な視点として考えて頂きたいとずっと要請しています。眼高は105cmにして頂きたいと思います。

- ・ ⑤公共建築物における率先的な取り組みの推進について、自治体に発出する助言はどういったものなのでしょうか。国交省から事業者団体へ事務連絡を出して頂くことがあり、これは厳格に力のあるものだと思うのですが、自治体に出す助言の効果はどの程度なのか。また自治体だけではなく業界団体にも出して頂きたいと思います。民間の施設にも取り組んでいただけるよう、民間の施設にもできる限り通知をお願いしたい。さらに、国が関係している建物に関しては、必ず当事者参画で、モデル事業的に実施して頂きたい。
- ・ 5点のほかに、建築設計標準の見直し案が出ていますが、この議論は今回だけなのか、それとも次年度以降も検討会を設けて議論するのかお聞きしたい。
- ・ 特に気になっているのは、垂直・水平分散について、11.2.2.1と11.2.3.1に「200席以上は2箇所以上」という記載がありましたが、「2箇所以上」というのは少な過ぎると思います。事例がない中で箇所数を提示すると一番少ないものが採用されるというのがよくあるパターンです。例えば鉄道駅のエレベーターは「11人乗以上」という基準が最初ありましたが、それによって各社全部11人乗りにしました。その結果、エレベーターはかなり渋滞が起きているという状況です。200席であれば実質的に2箇所ぐらいになってしまうことはあると思うのですが、規模が多いところは各階につくってほしいですし、いろいろな場所につくって頂きたいと思います。「2箇所」という書きぶりはちょっと心配だと思います。
- ・ 通しp12の②「車椅子使用者の眼高は、プロジェクト毎に建築主・設計者が設定する」とありますが、この記載も検討すべきだと思います。車椅子使用者の眼高は見に行く競技によって変わるわけではありません。変わるのはFP（フォーカルポイント）です。ベースとなる車椅子使用者の眼高の高さを競技毎に変えるのは不適切だと思います。競技施設の主たる競技に合わせてFP（フォーカルポイント）をどこにするか、といった書きぶりにして頂くほうがよいと思います。

（座長）

- ・ 質問的なものについては、後ほどまとめて事務局からお答え頂きたいと思います。
- ・ 先ほどのご意見と同様に、①設計手法について数年後の検証の場をしっかりと設けてほしいということ。②手法の策定について、関係団体への周知をしていく形になりますが、そこにも何らかの形で当事者参画をつくってほしいというご要望がありました。③サイトラインの検証の原則化について、実際に図面表現や具体的なものを提示していくことがとても重要ではないか、④⑤について、公共団体、国の事業についてはモデル的に進めて頂きたいということと、そのための助言の発出、業界団体に対してのリクエストがありましたが、どの程度効果があるのかというご意見も頂きました。
- ・ 設計標準についてはまだ確定しているものではなく、2月のフォローアップ会議の中で議論を行います。2箇所以上では少ないのではないかと、眼高の高さについての意見がありました。120cmとのご指摘もありましたが、車椅子の眼高については100cmの事例を紹介していますので、誤解がないように整理をしておきたいと思います。

（委員）

- ・ これまでの議論を踏まえ、いい落としどころという表現が適切かどうか分かりませんが、何とか実効性を担保するという意味で一步踏み込んだ案をつくって頂いたと思います。ありがとうございます。
- ・ 前の二人の発言もありましたが、これで終わりではなくて、これらに基づいて検証を行い見直していくことを含めて進めて頂ければと思います。
- ・ 通し p 5 ①～⑤について、建築設計標準に記載するとともに、建築確認申請の段階でサイトラインの検証を記載することによって実質義務化になるという案は非常によいと思いますので、ぜひ進めて頂きたいと思います。
- ・ その中で②業界団体によるガイドライン等の策定の実効性で、具体的にどんな感じになるのか、気になっています。
- ・ 政省令改正の時期、新しいものの適用はいつからになるのか確認をしておきたいということを質問させていただきます。
- ・ ④当事者参画について、ぜひ推進して頂きたいと思います。当事者参画のガイドラインの書きぶりにもよりますが、基本設計段階から必ず入るというのを大原則にしてほしいと思います。基本設計が終わってからのヒアリングということではなく、変更が可能な段階から入らないといけないと思いますので、その辺をしっかりとお願いしたいと思います。
- ・ 水平・垂直分散について、「200席以上2箇所は少ないのではないか」というご意見がありましたが、私もそう思います。価格帯は安いところでもいいので見に行きたいと思ったが、車椅子席はS席の金額の高いエリアしか買えないと限定されてしまうケースもあります。主催者によってどう設定するかというのものもあるのかもしれませんが、いろいろな価格帯を設ける場合には、それに対応できるように車椅子席の水平・垂直分散が必要になると思います。逆に例えばミニシアター的な小さいところにも必ず車椅子席は必要なのだとすることも入れて頂きたいと思います。
- ・ 同伴者席は隣に設けることについては、ガイドラインどまりなのでしょうか。義務づけしても問題なければ義務づけに格上げできないかと思います。
- ・ 全体としては、非常に頑張って頂いたという印象ですので、細かい部分ももう少し詰められればと思います。

(座長)

- ・ 全体として、一步踏み込んだ担保策についての案は評価しているというご意見を頂きました。もちろんこれで終わりということではありませんが、まず確認申請の段階でのサイトラインの検証の原則化についても、他の方と同じく評価を頂きました。業界団体へのガイドラインの策定に対してどのように実行できるかどうかについてのご意見を頂きました。
- ・ 政省令の改正のタイミング、これがいつからなのかについては、後ほど事務局よりご説明して頂ければと思います。
- ・ 水平・垂直分散について、「200以上が2箇所は少ないのではないか」というのがありました。200というと相当少ないので2箇所もとれないケースも多いのではないかなという感じがします。土間形式の場合も当然200ぐらいあるので、こういったものについても皆さんのご意見も頂ければと思います。
- ・ 同伴者席についてのご意見もありましたが、サイトラインの検証の原則化の中で、どのよう

に表現をしていくかということにつながってくると思います。

(委員)

- ・ 義務化は難しいとしても、実効性を高めるために丁寧に検討されたのだと感じました。大枠はこのように進めるとことについて、私もよいと思います。今後、日本が義務化できるようになればいいなと思いながら、まだまだ難しいということを理解しました。
- ・ これまでの意見と重なる部分もありますが、できるだけ別の観点からお話したいと思います。特に当事者参画については対応して頂きたいと思いました。
- ・ 細かい点ですが、通し p 8 の11.2.3.1について、シネマ系などの小規模施設ではどのように対応するか、明確ではないと思います。私の場合は、上を向いたり、それをずっと保つことはとても難しいのです。「(見上げ等の負担の軽減)にも配慮した位置に設ける」とありますが、そもそも見上げ等は控えて頂きたいと思っています。リラックスするような角度、ちょっと見下げるような感じだったり、数値は今申し上げられないですが、「見上げ」は記載しない書きぶりにして、設計者の方々にも対応して頂けたらよいと思いました。図面が特に書いてないのですが、小規模な施設において、見上げることがないような位置で、出入りしやすく見やすい配置をイメージしやすくなるようにしてほしいと思います。一番後ろなのか、一番前なのか、わかりやすくして頂ければと思いました。
- ・ 通し p 9 の11.2.3.5の同伴者席について、複数名で対応することは大前提として書かれてない印象がありました。複数でも大丈夫であることを大前提にして頂きたいという希望です。最近バスケットボールのBリーグに私と介助者、家族の3人で行きました。チケットのシステム上、車椅子席と介助者席1枚しか買うことができなかったのも、通常の券をもう一枚買い、合計3枚で、事前に一緒に見させて頂けませんかと言ったのです。当日も、私の隣の席は空いているので、とお願いしたのですが、現場の判断では「ノー、絶対だめです」と言われてしまいました。Bリーグ全体の話と、その施設の話と、所属チームの話など、あるのかもしれないのですが、素敵なガイドラインが出来上がっても、現場での運用や理解が不十分だと、結局このような問題が起こるのではないかと心配しています。国交省から通知、協力の要請などされる際は、多くの方に理解して頂ける発信をしてほしいと思います。
- ・ 奥行きについて、通し p 7に135cm、通し p 8に140cmと記載がありますが、140cmで揃えられないのか、今から難しいような気もするのですが、お伝えさせて頂きたいと思いました。
- ・ 例えば、垂直・水平配置、分散配置、同伴者席の設置などは、私のような重度障害者を含め、これまで観戦が難しかった人たちを取り残さないための素晴らしい仕組みだと思っています。その際、重度の障害者の方たちが外に出るとなると、基本は電動車椅子の方が多くて、例えば吸引とか呼吸器とか、電気が必要だということを理解して頂きたいと思うのです。これまでも電源・コンセントの配置をお願いしていますが、充電対応が好ましいということ、ガイドラインのどこかに、柔軟な表現でも充電の必要性を記載して頂けたら、それを根拠に支援が広がっていき、重度障害者の方たちも安心して劇場で観戦できる社会が実現しやすくなると思います。幾ら席があっても、また席が水平とか分散とか、チケットが買えとか、そういうことがあっても、電源がないと長時間見ることができない、だから私は行けません、という人が出て来るのではないかが心配なので、どこかに書いて頂けるとうれいのです。

(座長)

- ・ 小さなシネマ等での見上げについてはだめですよというご指摘でした。この表現についても、事例を紹介しながらになるかと思いますが、原案は全て固定ではありませんのでご理解頂ければと思います。一方では、特に小さなタイプの作り方をどうするかがあると思いますので、事例を蓄積していくことが一番重要な部分だと思います。
- ・ 同伴者席について、実際に施設自体が水平・垂直分散ができていても運営面で難しい部分、あるいは断られてしまうなど、そういうことに対してどうするかということになります。業界のガイドラインをどうつくるかということに関わってくると思います。当事者参画の中でつくれるかどうかということも非常に重要なポイントだと思います。
- ・ 車椅子席の奥行き135cmは、今、政令改正の中で示されているところです。設計標準の中では140cmとなりますが、このあたりも具体的な図示をしながら設計者にわかりやすく伝えることが大切だと思います。
- ・ 電動車椅子対応のコンセントについて、現行でも書いてなかったですか。

(事務局)

- ・ 国立競技場の事例には書いてあります。

(座長)

- ・ これは今、常識的な部分になっていると思いますので、設計標準の中でも書いていかなければいけないと思います。
- ・ 当事者団体の方々からご意見を頂きました。お答えできる部分と、さらに検討しなければいけない部分、さらにフォローアップ等の先の話もあるかもしれませんが、事務局からコメントを頂ける範囲でお願いしたいと思います。

(事務局)

- ・ 順不同になるかもしれませんが、お答えします。
- ・ 今後のフォローについて、今回こういった対応案をお示しさせて頂きました。これがちゃんとできているかどうか、しっかりチェックをしていく、その場がフォローアップ会議と思っています。今回の対応案がうまくいっているかどうかについては、フォローアップ会議などを通じてしっかりとフォローアップをさせて頂きたいと思います。
- ・ 通し p 5 ②業界団体の方々ガイドラインをつくることをどうやって担保するのか、については、フォローアップ会議をうまく活用していくことと思います。業界団体の方々には国から丁寧に説明させて頂きますし、団体の取組状況などについて、例えばフォローアップ会議の場でご説明頂くということで進めていけばよいのではないかと思います。
- ・ サイトラインがどれくらい確保されているかどうか、設計者の方、事業者の方がわからないのではないかと、図などを入れたらいいのではないかと、というご意見を頂きました。まさにご意見のとおりで、本日示している設計標準の素案のような記載内容の充実について考えていきたいと思っています。
- ・ 技術的助言についてもご質問がありました。技術的助言というのは、地方自治法に基づき、国から公共団体、行政機関に対して発出をする文書です。事務連絡よりも少し格上のものになりますので、実質的助言を国から公共団体などに発出をさせて頂くことによってかなりご協力を頂けるのではないかと、と考えています。

- ・ 併せて民間の業界団体にも同様に対応した方がよいという意見について、民間の業界団体のほうにも、こういった要請をさせて頂きたいと思います。
- ・ 国が関与しているような建物については、例えば国交省では官庁営繕部、文科省では文教施設企画部などになりますが、関係省庁にお願いする際に、併せて関係機関にも同様にお願いをしたいと思います。
- ・ 水平・垂直分散、2箇所以上は少なすぎるのではないかというご意見について、通し p 7 の「200を超える場合には、2箇所以上に分散して設ける」は改正後の誘導基準に書いている内容をそのまま記載しているので記述の変更は難しいかもしれません。通し p 8 11.2.3.1 位置の2つ目の「・」、「2箇所以上に分散して設ける」については、ミスリードになるのではないかというご意見がありました。通し p 8 の記載の仕方について工夫をさせて頂きたいと思います。
- ・ 通し p 12、車椅子使用者の方の眼高について、「プロジェクト毎に建築主・設計者が設定する」の表現について、こういった表現であれば誤解を招かないかについて検討させて頂きたいと思います。
- ・ 通し p 5 ③サイトライン等検証の原則化についての施行がいつからなのかの質問について、まず建築基準法の省令の改正をする必要があります。施行の時期をいつにするのかについては、周知期間なども考えながら決める必要があります。ここについてはいつからという明言はなかなかできないのですが、なるべく早く省令を改正して、しっかり周知をさせて頂き、その後、施行という形になると思います。
- ・ 当事者参画ガイドラインについて、なるべく早く、基本設計段階から入るということについて、当事者参画ガイドラインの中にしっかりと重点を置いてほしいというご意見がありました。現在、当事者参画ガイドラインをつくっているところです。なるべく早い段階から当事者の方々に入って頂いて、そうしたほうが反映もできる、といった趣旨のことを書いていますので、当事者ガイドラインがある程度形になりましたら紹介をさせて頂きます。
- ・ 通し p 8、「位置」のところの3つ目の「・」、「小規模な映画館等で」というところで、「スクリーンや舞台の見やすさ（見上げ等の負担の軽減）」の記載の仕方は工夫をさせて頂きたいと思います。例えばご提案頂いた「リラックスして見られる」のような表現ができるかについて検討させて頂きたいと思います。出入りがしやすく見上げることがあまりないようなことがわかるような図があったほうがいいのではないかというご意見もありましたので、こういったやり方がいいのか、検討をさせて頂きたいと思います。
- ・ 同伴者席の話、ご意見頂いたのは運用面の話ですので、国としてどれだけできるかというのはあるのですが、ご指摘を頂きありがとうございます、非常に参考になるお話でした。
- ・ コンセントについては、先ほど座長より入れるのではないのかというご発言がありましたので、記載の方法について検討をさせて頂きます。

（座長）

- ・ 次に事業者団体、建築関係の委員の皆さま方にご意見頂ければと思います。

（委員）

- ・ 今回ご提案頂いた内容について、事業団体として感謝します。特に設計標準に加筆修正して頂くということは、事業団体でホームアリーナのガイドライン等を作成している私たちにと

って、より一歩踏み込んだ明記がやりやすくなってきますので、非常に感謝申し上げたいと思います。内容について一歩も二歩も前進したのではないかと感じており、問題ないと思います。

- ・ 当事者の参画の時期について、いろいろなプロジェクトを見ていますと、従来型の設計が終わってからゼネコンさんの入札というケースがだいぶ少なくなっているように感じています。デザインビルド発注か、あるいはPFIで事業者選定が行われるケースが、Bリーグが関係するアリーナ関係の施設発注でもだいぶ多くなっている印象があります。参画時期は基本設計の段階では遅いのではないかと思います。事業者選定された後では、こういった見直しに基づいて建設コストが上がった場合にどこまで実効性が伴うのかというところがあります。参画時期はできるだけ前倒しのほうがよいと思いますので、入札に当たっての要求水準書作成時期、あるいは基本計画、基本計画の次の要求水準書作成、のところで参画するのがよいと思います。従来方式ですと、基本設計でも大丈夫だと思うのですが、意外とそういうケースが今少ないと感じているところです。
- ・ 眼高について、Bリーグでは女性の方々のファンの来場者の比率が非常に高いです。男性と女性を併記されてしまうと、設計的には男性の眼高を基準にして設計されるケースが多くなるのではないかと想像します。できれば、女性のほうで設定して頂いたほうがチケット的にも、見にくい席にならずチケットティングできるので、ぜひご検討頂ければと思います。
- ・ 先ほどご指摘頂いた件について、チケットティングは検討せざるを得ないところがあると思っています。チケットティングについては、私は直接担当ではないのですが、Bリーグ内部でもテーマに挙げて、今後柔軟にチケットティングできるようにしていきたいと思いますので、リーグ内に持ち帰って検討作業を進めていきたいと思っています。

(座長)

- ・ 一歩も二歩も前進している案であるというご認識を頂きましてありがとうございます。
- ・ 当事者参画については、基本設計の段階では、現状の様々な設計のプロセスを見ると少し遅いということ。基本計画、その後の入札の要求水準等の段階で少なくとも進めておくとういことのご指摘を頂きました。
- ・ 眼高について、女性のファンが多いということもあるので、できる限り多くの方が見やすいような眼高を設定してもよいのではないかとのご意見を頂きました。

(委員)

- ・ 大変貴重な資料を整理して頂き、ありがとうございます。非常に勉強になっております。我々は劇場ですので、お客さまを迎える側の立場ですが、基本的に障害者の方も健常者の方も劇場まで足を運んで頂き、そこで楽しい時間を過ごして頂くところを目指しております。その中で、当事者の方に今ご意見頂き、全然気づかなかった部分が非常にたくさんありましたので、本当に勉強になりました。
- ・ 通し p 5 ②業界団体によるガイドライン等の策定について、我々の業界だけだと、それを形にするのはなかなか難しいので、各方々に手助け頂きながらより良いものをつくり上げていければと考えています。
- ・ サイトラインの問題に関して、劇場の大きさによってスロープのとり方や段床のとり方はいろいろと様々ですので、阻害されないような形でうまく当てはめてやっていければと考えて

います。

- ・ 見直しであったり、当事者の方の参画であったり、非常によいことで、こちらが気づかなかったことを伺えるのはサービス向上の面でも有意義なことだと考えております。より詳しいところ、細かいところに関しては私も不勉強でよくわかってない部分がありますので、皆さまからいろいろとご意見を頂戴する中で、いい空間をつくれるような形で進めていければと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

(座長)

- ・ 業界団体のガイドラインの作成においてはいろいろな方々のご協力、関係者の協力も頂きたいというお話を頂きました。特に当事者の方々の参画も必要になると思いますので、ご検討のほうをよろしくお願いいたします。
- ・ 眼高については、客席の傾斜角度もあるということです、そのことも含めて設計標準の中でできる限りわかりやすく記載できるようにしたいと思います。

(委員)

- ・ 公立文化施設の統括団体としての意見と言えるほど内部では調整をしておりますが、通し p 5④当事者の参画、設計者・設置者は主に自治体になりますので、これをどこまで義務づけられるか。先ほどご意見ありましたように開催時期の問題が重要で、設置者が行う基本計画の段階から当事者の方も入って頂きたいと思います。
- ・ 設計の意見を聞くときに、主に設置者と設計をされる方、JVの方々等ですが、舞台の運営者の意見もぜひ加えて頂きたいと思います。舞台を持っている公立の文化施設の場合は、施設の運営をされている舞台技術者の意見もぜひ聞いて頂ければと思います。
- ・ サイトラインについて、皆さんが見えるようにということですが、通し p 12の中のサイトラインのチェック方法の2. の「①FPの設定」について、FP（フォーカルポイント）の設定の位置があやふやなように感じました。「FPの平面的な位置の実例」に「劇場等：舞台の先端の中央、舞台先端から1 m後退した位置の中央」との記載がありますが、どちらをとってもよいということなのでしょう。特に客席のほうから見て舞台の先端から1 m後退した位置の高さが±0 cm、50 cm、150 cmということは、最悪そこに立っている演者の腰から上ぐらいしか見えないということになります。「FP高さの実例」の3つ目の・で、「床面±0 cm、舞台の床面+50 cm、舞台の床面+150 cm」と明記されております。基本的に、公立文化施設の舞台の場合、最先端から床面±0 cm以外はあり得ないと思います。演目にもよりますが、足元が見えないというのはいかなるものか、劇場としての機能はないと思います。私の経験でも建築後、2階席から舞台前面が見えないというクレームがあり客席床の嵩上げ工事をした実例があります。
- ・ 実施の時期について、例えば既存の文化施設をカバーするということは難しいと捉えています。公立の文化施設の場合は、設置者の大規模改修は遅延しており、開館から40年、50年たってもそのまま使っている劇場が大変多いです。その場合、障害をお持ちの方はなかなか劇場には行きにくいということです。新しい劇場がこれをカバーすることが出来ても、既存の劇場等で、どこまで規制ができるか、改修することができるのか。障害者用のトイレについてはかなり強くご指導があったようで、ロビーの一角に急遽プレハブのようなものをつくったという実例もありますが、特にサイトラインの問題、手すりの高さの問題について、いつ

実施ができるのか、危惧をしています。

- ・ 今後のフォローはよいと思います。全国の公立の文化施設の統括団体として、今後のフォローの中で現場の意見をどんどん吸い上げること、その意見を発信することを考えていきたい。舞台技術の部分の専門職の組織があるので、安全基準の普及等も検討をして実施をしています。今後とも改善しながら進めていけるようなシステムをつくって頂きたいと思います。

(座長)

- ・ 当事者参画のタイミングについて、基本計画の段階に入っていないと難しいのではないかとのご意見です。また当事者参画の中には、ある面では当事者だと思いますが、様々舞台に関わる技術者の参画も同時に進めるべきではないかというご意見です。
- ・ そしてFP（フォーカルポイント）の設定の位置について、舞台の先端の±0 cmしかないのではないかとのご指摘です。これも運営上の経験からのご意見と思います。
- ・ 既存の施設に波及させていくためにどうするかについて、なかなか既存の部分は難しい部分がありますが、可能な範囲で広報等の活動が進められるのではないかと考えています。その1つとしてフォローアップ会議で現場の意見を吸い上げながら進めて頂きたいというご意見でした。

(委員)

- ・ 今までの議論を受け、一足飛びに義務化が難しい中で、第一歩をどうするかという案を考えて頂き、ありがとうございました。設計に関わる人間としては、今回の案は非常に大きな一歩ではないかと考えています。
- ・ 通し p 5 ③ サイトライン等検証を確認申請書類に書くことについては、今まで全くなかったことをご提案頂いており、設計者のサイトライン等への認識が非常にレベルアップするのではないかと感じています。サイトライン等の経験の少ない方にとっては①の設計標準で紐解くことができる内容を案内してあるという構成についても、非常に良いと感じております。
- ・ 通し p 5 ② 業界団体によるガイドラインの策定における実効性については、これまでも具体性の懸念に対する意見がありましたが、私も同じ感覚を持っています。フォローアップを行うことでどんどん改善していくことについても同じ意見です。
- ・ 通し p 5 ③ サイトライン等に関する記載を建築確認申請の書類で行うことについて、通し p 6 の右上に記載例を挙げて頂いております。まず記載が必要ということについて、省令等を変えてアナウンス頂けるのか。例としてサイトライン、分散配置、同伴者席が書かれているが記載内容の項目立ても一緒に案内されるのか。その場合の項目はどれが適切なのか、ルール化をどうすべきかが設計者として気になります。また、書いたものが審査上どう扱われるのか、書いておけば何でもよいのかというところの扱いが気になります。記載の位置づけについても省令等を出されるときに何らかのインフォメーションがあれば迷いが少なくなると感じます。
- ・ 建築設計標準において、決めきれないので色々な例示を出しながら考え方を説明している中で、具体的にFP（フォーカルポイント）をどこにするか、高さをどうするかについて、結局は設計者、関係者に委ねられる構成になっております。通し p 5 ④ 当事者参画ガイドラインと①設計標準をリンクまたは案内し、関係者が集まってFP（フォーカルポイント）の高さを決

めるなど、設計標準に当事者参画についてのアナウンスを入れておくことで、関与者の納得度の高い設計・建物に近づくのではないかと感じました。

(座長)

- ・ サイトラインについて、確認申請書第四面での記載イメージの項目のルール化、審査上の扱い、省令の発出のときに、設計者あるいは建築主が迷わないようなインフォメーション、検討をぜひお願いしたいとのご意見でした。
- ・ 設計標準の中で、当事者参画の重要性についてしっかりと触れておいて頂きたい。そのことで設計者、発注者等が当事者参画の認識が高まっていくのではないかとのご指摘でした。

(委員)

- ・ 今回、非常に前に進んだと理解しました。こういうことが方向づけられることで、設計者も逆に設計がしやすくなるのではないかと思います。
- ・ その中でも迷ってしまうのは、通し p 5 ③サイトライン等検証の原則化の中で、どういうふうに明確化していくかということです。通し p 6 確認申請書第四面に何かしら書いていくことと思いますが、ここにどこまで書けるのか。例えば見上げの席は設けないでほしいという意見もありました。映画館で、最前列から3列目ぐらいまでに車椅子席があったとしてもほとんど使われることがなくともったいない、あまり意味がなかったりします。そういったところはちゃんと見やすい位置を設けることで、その席を購入してくださる方が増えるのではないかと思います。
- ・ FP（フォーカルポイント）について、足元、床面が原則ではないかというご意見もありました。過去の事例として50cm、150cmというのがあったということではあるのですが、150cmについても男性の目の高さで、女性の目の高さですともう少し低い位置にしなければいけない議論もあるかと思います。ただ、これから建てる劇場が顔から上でいいかというところというわけではないような気はします。見上げの席は原則設けないとか、FP（フォーカルポイント）は先端の床の高さといった原則を示した上で、通し p 6 確認申請書第四面の備考欄で、見上げの席を設ける場合の理由を書いてもらうとか、あるいはFP（フォーカルポイント）を原則とは違う場合の理由をここに書いてもらう。そうすることで、ある程度の自由度は確保しながら、そういうことはできないような制約を与えるというのもよいのではないかと。原則を示さないと、「なるべく」とか、「配慮する」という表現に設計者は悩んでしまい、みんなどうやっているのだろう、周りはどうしているのだろう、あそこもこうやっているからこのぐらいでいいかというふうになりがちです。設計の立場で周りを見ていると、そういうふうにならざるを得ない、お客さんとの話の中でも費用がかかるなどあると思います。方向性は原則これですと示して頂けると、迷わずにその方向へ進んでいけるのではないかとこの気がしました。どうしても難しい場合はこの備考欄で理由を書いてもらうということで対処できるのではないかと思います。
- ・ 当事者参画ガイドラインは、サイトラインに関しての1つの手法なのかもしれませんが、基本的にはどの種類の建物でも④当事者参画は必要と思います。特に実効性を高めるに当たり、②業界団体の中で当事者参画を取り入れて頂く、あるいは法的にある一定規模以上のものは義務づける、そのぐらいしないと④の実効性がまだまだ危ういのではないかと思います。その辺について今後どうされていくのか、疑問として残っています。

(座長)

- ・ 様々な積極的なご意見を頂きました。特に席の確保の部分、あるいはFP（フォーカルポイント）の部分について、設計者が設計しやすくなる原則を明確にしたほうがいいのではないかと。どうしてもできない場合について理由を記述するというご提案も頂きました。
- ・ 当事者参画については、サイトラインに限らず全てのものに関わる、特に業界のガイドライン作成について、当事者参画の形で作成を進めて頂くような手だては私も必要と思います。

(委員)

- ・ 通し p 5 ③サイトライン等検証の原則化について、検証内容を記載すると説明がありましたが、確認検査機関で内容までチェックするのか、設計者が検証していることを伝えればいいのか、前者の場合、どこまで詳細な確認できるのが気になっています。後者の場合、当事者参画によって決定した旨、もしくは、設計標準や業界のガイドラインを参照して決めている旨を書けるとよいと思います。
- ・ 多目的な建物の場合、幾つかのガイドラインをチェックするのか、それとも代表的な1つでよいのか、そのあたりの記載の方法なども検証すべきと思います。各業界団体のガイドラインはそれぞれで専門的なものをつくっていくと思いますが、多目的な場合どうするのかという問題も出てくると思います。ガイドラインは同時期につくって頂き、横断して確認する作業が必要になってくるのではないかと思います。
- ・ 設計をする際、FP（フォーカルポイント）の設定について、具体的な事例と設定を開示してもらえれば、設計者は理解できると思います。「この建物のこの場所では、こういう設定をした」というところが、設計標準やガイドラインに表示があるとわかりやすくなると思いますし、できれば設計者の勘どころみたいなものが共有できればとてもよいと思いました。
- ・ 先ほどの見上げ問題について、私の友人で首があまり動かさなく、少し上向きの方がいるのですが、「上向き禁止」まで書いていいのかという問題があると思います。いろいろな方たちへのヒアリング等も必要になってくるのではないかと思います。基本的には見下げるほうがよいと思うのですが、単純に全部禁止していいのかは気になるところです。

(座長)

- ・ 検証した結果をどのように審査機関に伝えるか、あるいは審査側がどうするか、後ほど審査の関係団体にご意見頂きたいと思います。
- ・ 多目的な場合とは、複合の用途のことでしょうか。

(委員)

- ・ 複合用途のイメージです。サッカーと陸上とコンサート、そのような複合の場合、FP（フォーカルポイント）の設定やガイドラインについて、どれがベストで、どれを選ぶべきなのかが悩ましいと思いました。

(座長)

- ・ 事例については、しばらく試行錯誤が必要だと思います。設計標準、体験談の共有化、とてもよいご指摘を頂きました。
- ・ 見上げについてどこまで議論すればいいかというところもあると思います。業界の関係でも幾つかご意見があるのではないかと推察されます。

(事務局)

- ・ 当事者参画で舞台の運営者にも聞いてもらいたいというご意見について、現在作成している当事者参画ガイドラインでは、当事者と、設計者、施設の運営者なども入っていたと思いますので、その点についてはカバーできていると思います。
- ・ FP（フォーカルポイント）について、様々なケースがあるということで記述しています。現在の±0、+50、+150の記載の仕方を工夫できればよいと思いました。こうしますということとはなかなか言えないですが、「舞台等」と書いているところで、舞台の場合もあればスクリーンの場合も念頭に置きながら書いたかと思いますので、記載の仕方について工夫ができないか、検討させていただきます。
- ・ 公共文化施設では舞台床面が±0というご意見もありました。そこは通しp 5②施設種別毎の詳細設計手法の策定で、業界団体毎のガイドラインの中でうまく書いて頂き、全体をリードして頂けると大変ありがたいと思います。
- ・ 確認申請の第四面の記載の仕方、審査上の扱いについては、実際にどういった形でやるのが実効性あるのか、そういったことについて少し内部で議論させて頂きたいと思います。いずれにしても省令の発出の際にはそこをクリアにしてお示しをしたいと思います。
- ・ 確認申請書の関係で、原則と異なる場合にその理由を書くのがよいのではないかとご意見も頂いたので、アナウンスの仕方について検討したいと思います。
- ・ 設計標準と当事者参画ガイドラインとのリンクについては、当事者参画もやるということを設計標準に書くことになると思いますが、その方向で考えてみたいと思います。
- ・ 多目的な建物の場合について、非常に難しい課題だと思っています。設計標準の中でも記載することが正直難しいのではないかと思います。今回お示ししている通しp 5対応案①～⑤で一旦進めさせて頂き、様々な蓄積の中で多目的な施設についてどのようにやっているのかという知見の蓄積を進めていくことで、回答のようなものが出てくるのではないかと感じております。
- ・ ③サイトライン等検証の原則化の法的な位置づけについて、確認申請の様式上にこの記述をして頂くということはある意味義務づけになります。中身について検査機関でそれをチェックするかについては、検査機関ではチェックはしないということになります。第一に建築士・設計される方の意識づけが求められますし、これをやって頂くことが一番重要だと思っておりますので、そういった位置づけであるということについて、ご理解頂ければと思います。

（座長）

- ・ 既存施設で難しいとのご意見もありました。これを適用するときまさに技術的な助言の中で発出していく形になると思いますが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

（事務局）

- ・ 差し支えなければ、こういったご趣旨でご意見頂いたのか、もう一度ご説明頂けると助かります。

（委員）

- ・ 公立の文化施設を主に考えてみますと、行政による大規模改修予算の獲得が前提となり、改修内容について、利用者の方々、または運営者から強く要望を出すが必要になると思います。建築基準法関連で地震の後に天井の補強の問題があり、数値化はできていないが何%ぐらいの劇場が改修工事でできたかを疑問に思っています。とりあえず天井の改修だけはした

けれど、それ以外のところには手を一切つけていないなど、最終的には予算の問題であり、予算化することが難しい、ということにならないようにしたいというのが1つです。

- ・ もう一つは、新しい劇場は最低この部分の安全又は設計手法の中で、または先進的な取組の調査をして、それに近づくようにという強い指導が私は欲しいと思います。これは利用者、実演する実際のアーティスト、お客さまにとってとても重要なことで、障害がある、ないに関係なく、それを強く感じております。特に障害のある方にとっては車椅子で行くことが不便だから文化・芸術に親しめないという意見が大変多いので、どうやって実行に移すのか、今後の検討課題かもしれませんが、かなり厳しくその辺を提示する必要があると思います。

(座長)

- ・ 業界によるガイドラインをどのように整備していくかということにもつながってくると思います。既存の部分、新規の部分、それぞれコストの部分などもあります。

(事務局)

- ・ 既存の建物について改修を行うことが非常に難しいというのはご意見のとおりです。国交省では、建築設計標準に示すような改修を行う際の補助金を用意しています。公共団体とセットで補助する形になりますので、国から事業者直接向けという補助金ではないのですが、そういった補助金などを活用頂き、負担を減らしながら既存の建物についての改修を進めて頂けると大変ありがたいと思います。

(委員)

- ・ 義務化が難しい中で確認申請書類にサイトラインの確保、分散配置、同伴者席についての設計の考え方を明示するという、かなり前向きな提案であると思っています。
- ・ その記載内容の取り扱いがどうなるのかについては、先ほどの事務局からの説明で明確になりました。
- ・ 分散配置に関して、分散配置する席数の数のバランスを設計標準レベルで書けないかと思っています。例えば、50席の車椅子席を設ける際に、45席と5席の2箇所分散配置ということはある得ないと思います。その数バランスを設計標準で書けるのかどうか気になります。
- ・ 分散配置をした場合に、特に地上階ではないところに車椅子席を設けるときには、避難の問題も解決しなければいけないと思います。エレベーターに容易に到達できる位置としていますが、エレベーターが車椅子使用者の避難にも使えるような形状になっているのか、待機スペース等を用意しなくてはいけないのかなども考えなければいけないと思います。
- ・ サイトラインの検証方法として、C値による、あるいは断面図による、あるいはパースによる、幾つか検証方法が例示されていますが、その検証対象はどこなのか、例えば国立競技場のようにコンコースにぐると車椅子席が用意されるような場合に、どこを検証の対象とすればいいのか、設計者としてはかなり苦労するところだと思いますので、その考え方を示す必要があると思っています。席の場所にもよりますし、FP（フォーカルポイント）の場所によっても検証しなければいけないサイトラインは幾つも存在すると思います。それらの組み合わせでみると、FP（フォーカルポイント）毎に、かつ車椅子のエリア毎になるので、正確に検証すると、かなりの数の検証を行わなければならなくなると思います。断面図の例示が真正面を見ているような断面図になっていますが、FP（フォーカルポイント）によっては車椅子席から斜め方向を見るようなサイトラインを確保しなければいけないようなケースも出てくる

と思います。何を検証しなければいけないのかの考え方を示さなければいけないと思います。

- ・ サイトラインの評価で、C値（C・バリュー）が海外の事例などでも多く使われています。私が見た幾つかの文献、基準でもC値の定義が一定してないように思います。図の表現においても、前の席の人の目の高さからサイトラインまでと読めるような図もあれば、前の人の目の高さから頭頂部までのものをCとして定義しているように読める図もあるなど、様々あると感じていますので、その辺を整理して、私にもレクチャーして頂ければと思います。

（座長）

- ・ 分散配置に関連して、避難に関わる条件の問題、サイトラインの検証方法で、どこの席から見たサイトラインになるのか。競技場や劇場等の性格にもよるかもしれませんが、FP（フォーカルポイント）との関係性、当然C値にも関わってくるところがありますが、検証する要素が多くなるのではないかというご指摘でした。すぐにはお答えすることはできないかと思いますが、詰められる範囲で詰めていければと思います。

（委員）

- ・ 設計手法や検証方法明示の原則化、かつ当事者の皆さまの参画というご提案について、このような考え方で進めることができればよいと考えます。案にお示し頂いたようにFP（フォーカルポイント）、身長、目の高さなどの基準値について、定量的な基準を用いることができればサイトラインの確保が進められると考えておりましたので、今回の案について賛成します。
- ・ 基準の実効性を担保するためには、これらの基準が関係者に十分理解されていることが前提となりますので、事業者、設計者の皆さまに正確に伝えていくためには、建築設計標準の更新がとても重要だと考えています。これらの基準が透明性高く、現場のレベルで遵守を促すことができますと、実効性の向上につながると 생각합니다。
- ・ 通し p 5 ③確認申請の書類については、記載内容の確認を行うということですが、図面は受け取らないという認識で正しいのでしょうか。これは審査者の中で異なる意見、見解が生じないようという意図が含まれているかと思うのですが、いかがでしょうか。
- ・ また、対象となる用途や規模、そして、検証の対象となる座席については、今後の検討となるかどうか気がなった点です。

（座長）

- ・ 全体としては評価をして頂いていると思いますが、その上で記載内容の確認とはどういうことなのか、図面は確認をしないのか、先ほど検査機関で内容についてはチェックをしないという発言がありましたが、そのことについての確認と思います。対象の規模、用途、席の位置についても今後検討されるのかどうか。

（事務局）

- ・ 通し p 5 ③検証等の原則化について、基本的にここに関わる図面の提出はないと考えてください。対象の建築物は、バリアフリー法の義務づけ対象の建築物が基本となると思います。

（座長）

- ・ 法に基づく図面等については出さなければいけませんが、サイトライン等の検証の原則化については、検証はして頂きますが、証拠の図面などを出さなければいけないということではなくて、何らかの形で記述をして頂くということになると思います。

(委員)

- ・ 今回かなり現実的なところでまとめて頂いたという印象です。通し p 5 ①～⑤について複合的な策で今回担保策を確保していくということでのよいのではないかと思います。
- ・ ③サイトラインの原則化について、確認申請の第四面の備考欄に記載頂くことについて、備考欄の内容を審査側でかなり確認しなければいけないのかとかなり不安に思っていたのですが、記載内容については検証なくていい、添付図面も求めなくていいというご発言があり、こちらに関しては安心しました。ただ、記載をしてもらうだけで私どもでは確認しないということで、設計者さんの力量に委ねられるものになるので、設計標準の記載内容を拡充して設計者に対して周知していくことが大事であると感じました。
- ・ 今後、こういった内容の知見、情報がたまってくると思うので、ぜひともフォローアップ会議で、2～3年とかそういったスパンではなく、私ども審査者側としても知っておきたい情報ですので、毎年毎年、早い段階で、サイトラインの情報を提示頂ければと思います。
- ・ 確認申請の記載について、国交省で施行規則のときに言われるとは思いますが、審査者側のほうで審査しなくてもよい、確認する必要がないということはぜひともしっかりとアナウンスをして頂きたいと思います。
- ・ 当事者参画の推進について、愛知県でも公共施設では当事者の方々に入って頂いて意見を聞くことをやっています。基本設計の段階や、設計の踏み込んだ段階で意見聴取をした際、当事者の方の意見を現実的に反映できないということも見受けられますので、できれば早い段階で入って頂くことが必要になってくるのではないかと感じました。

(座長)

- ・ 全体としてはとてもご理解頂いていると思います。ただ、設計者の力量に委ねなければいけない部分が増えるということです。そのことについて、確認する側としてはしっかりとアナウンスをしてほしいというご指摘もありました。設計標準で丁寧に説明しなければいけませんし、当事者参画も含めたマイナスになっていかないことはとても重要と思います。

(委員)

- ・ お示し頂いた提案に対しては、私も賛成する部分が多くございました。今回障害者団体の皆さまのご意見がありながらも、審査者の意見も踏まえながら整理頂いて大変感謝しております。ありがとうございます。
- ・ 申請書第四面の記載事項については、事務局からご説明頂きましたので、概ね理解、賛成させて頂いたところです。
- ・ 申請書第四面の記載内容に関して、建築基準法ないしは基準法の関係規定となっている部分を記載するものなので、サイトライン等々に関する内容はまだ義務化に至っていない中で、厳密には法的に関係しない部分をこういった申請書に書くことは通常であればなじむ欄ではないと思います。ただ、こうした着地点を整理頂いたので、そうした方針もあると思うのですが、記載する根拠について、助言やご案内頂く中でしっかりお示し頂けたらと思います。設計者がこの内容を書くのも負担になるので、書いて頂く根拠をはっきり示して頂きたいという趣旨で申し上げます。
- ・ 設計標準の拡充に関しては、設計者の皆さまはこの内容をよくご覧頂いていますので、設計標準にこのような拡充した内容があることで施設整備も進んでいくのではないかと受けとめ

ています。

(座長)

- ・ 記載の根拠を関係規定の中で義務化ではない段階で書いて頂くことに対する記載の根拠について周知徹底してほしいというご意見でした。

(委員)

- ・ 通し p 5 サイトライン等の確保の実効性の担保のための①～⑤の内容の検討、ありがとうございます。どれもかなり実効性を担保していく上で必要なことと感じました。また、①設計標準の内容が充実したものになることで、設計手法が明確になり、今後もさらにその内容を精査、追加することで設計者や事業者へ周知され、実効性が担保されていくと感じています。
- ・ 審査者団体として気になったところとしては、担保策の③申請書第四面の記載についてです。建築基準法における確認申請は、あくまでも建築基準、関係規定の内容の適合を確認する手続きであり、その提出して頂く確認申請書はあくまでも建築基準法施行規則 1 条 3 により、適合の確認を行うための法定書式という認識です。確認申請書に記載があっても、今回その内容については提出された審査機関は内容の適合性の確認は行わず、また図面の添付も求めないのであれば、サイトライン等の内容が義務化の前という状態で、申請書に記載することが適切なのかと感じております。申請書という手法ではなく、実効性の担保として設計者さまが検証したことを示し、それを確認申請の書類の一部として残すのであれば、別途、確認申請の際に様々な審査機関や特定行政庁が提出をお願いしている国交省のバリアフリーの関係のページにある建築物移動等円滑化基準チェックリストに設計配慮内容等として、チェック又は検証内容を示すという手法も考えられるのではないかと感じた次第です。

(座長)

- ・ 第四面について、施行規則のものではないので、適合性の確認は行わないわけですが、その手法として別途の添付ということもあるのではないかとのご提案でした。

(委員)

- ・ 先ほど 1 つ言い忘れておりましたが。同伴者席は隣席については義務化できるのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

- ・ 第四面の扱いですが、そのあたりのやり方については国交省にお任せ頂きたいと思います。今の申請書の中に全部関係規定に関することだけを書いているかということ、そんなふうになってない部分もあります。法制的な面も含め法規範等も確認しながら省令についての検討を進めていきたいと思います。
- ・ 同伴者席の義務化ができるのではないかとのご意見について、同伴者席の扱いは結構悩ましい部分がございます。車椅子使用者用部分については明確に定義ができると思います。同伴者席を必ず設けるとした場合、同伴者とは誰かというところも結構難しい部分で、今すぐに義務というのは正直難しいと思っています。まずは設計標準の中で、同伴者席を横に設けることが大事なのだという趣旨のことを書かせて頂き、一步でも前へ進めていきたいと考えています。

(委員)

- ・ 通し p 7、車椅子使用者用客席の設計標準のところで、車椅子の幅90cmはいいと思います。

奥行きについては、135cmだとエレベーターの中には入りますが、リクライニングの車椅子の場合は倒すことができません。頸髄損傷の場合はどうしても頻繁に貧血が起きます。エレベーターのような短い時間だったらよいのですが、例えば観戦のような長い時間ですと、途中で貧血起きたときに後ろにリクライニングすることが必要になります。この奥行きはできれば180cmほど欲しいです。

- ・ 客席数400以下の場合は2以上とあります。例えばミニシアターは大体200席ぐらいだと思うのですが、その場合は2人入場した場合はそれ以上入場できません。400席の場合も、車椅子使用者が2人入場したらそれ以上入場できない。それでは少ない気がしていて、400名ぐらいであれば3席ぐらい欲しいと感じます。もう少し増やして頂ければと思います。

(座長)

- ・ 1つは座席、奥行きの部分です。これは135cm+後ろ側の通路があります。通路は基本的には120cmを確保しなければいけない形になりますので、恐らくそういうところに車椅子使用者用客席が出てきますが、それでも不足するかどうかということになると思います。現行の設計標準では奥行き120cm+通路120cmというような考え方でおりました。地方公共団体によってはそのばらつきがあるところは認識しています。そういうことも含めて、奥行きが135cmにさせて頂きながら、可能であればリクライニング式、チルト型の車椅子にも対応できるような140cmを望ましい水準として書いています。この書き方等についても、できる限り誤解がないように車椅子使用者に円滑に利用できるような形で表現を工夫させて頂きたいと思います。

(事務局)

- ・ 客席数については、昨年度のトイレと駐車場等の客席の数の基準について議論させて頂いた結果が今回示させて頂いているものになりますので、それを前に戻すというのはなかなか今の時点では難しいと思っています。車椅子使用者用客席についてはそもそも義務の基準がなく、今回義務基準を作らせて頂きました。客席の誘導基準は前からありましたが、最低ラインとして客席数が少ないものは1席でよかったところを原則2席以上にして階段で上げていくような形にしています。客席の数の基準については、申し訳ないのですが、今時点での対応が難しいです。

(委員)

- ・ わかりました。
- ・ 車椅子の奥行きですが、奥行き135cmだとしても後ろに壁がくるといったようなことはないわけですね。

(座長)

- ・ 壁がきたらたぶん出入りができなくなってしまうと思います。それから避難用、消防関係の規定からも外れてしまう、通路は確保されてないということになりますので、それも現実的にはあり得ないと理解しています。設計標準を2月に示していくときにもう一度確認をさせて頂ければと思います。
- ・ 数の部分については既に政令改正を発出しているところですので、実際の実行は6月になります。前年度議論された内容という形になりますので、ご了解頂ければと思います。

(座長)

- ・ 少し時間を超過してしまいましたが、最終回ですので言い残しがないようにお願いをしたい

と思います。最終的には事務局、座長預かりで進めさせて頂ければと思いますので、その点もご了解頂きながらご意見を頂ければと思います。

- ・ 本日の整理としては、今回の提案、事務局から出された通し p 5 ①～⑤の扱いについては、当事者団体の方々、設計団体も非常に頑張って頂いたとの認識を頂きました。その上で課題なのは蓄積がないので、それをいかに進めていくか。それをきちんと共有したり、フォローアップしていくような体制づくりということです。
- ・ 一方では同時並行として、当事者参加の推進、設計標準でも書いていくわけですが、それをしっかりと進めて頂きたいということ。地方公共団体への技術的な助言についての整理の仕方が出てきていると思います。

(委員)

- ・ 同伴者席について、同伴者席がないとなると友達と行けない。行けるのは車椅子の友達しか行けないということになります。基本は同伴者席は必ず必要だと思いますし、それは後ろではなくて横、日本の場合は後ろにしているところがいまだにありますので、これは必ず横にしてほしい。去年席数を決めて頂いたわけですので、前回の検討会でも横並びに関しては、皆さん反対の意見はなかったですので、ぜひここは義務にして頂きたいと思います。

(委員)

- ・ 同伴者席について、一緒に行ったけど別れなければいけなかったという状況を生みかねないです。義務づけするのに特に問題はないと思うので、ぜひここはもう一步踏み込んでお願いしたいと思います。

(座長)

- ・ 数について政令改正を行っており、さらにプラスして政令改正をすることになりますと、その点についての議論と、さらに先に延びてしまうということなどもあると思いますので、それも含めて、最終的には事務局のほうに現段階ではお任せ頂ければと思います。
- ・ 併せて設計標準の中で、これまで不十分だった記述について相当充実していく形になりますので、先ほど設計者の人たちからも前向きなご意見あり、楽観的に見てはいけませんが、相当の改善が進められるのではないかと期待しています。既存の施設については様々な理由ですぐには改善が進みませんが、新規のものについては、今回の政令改正、そしてサイトラインの確保に関する検討WGの結果、設計標準の改正等で新たな蓄積を積むことができると思います。
- ・ その上で、時間をあまり置かないで議論をしていく、フォローアップしていく体制なども併せて事務局のほうで検討して頂けるのではないかと考えているところです。

(事務局)

- ・ 同伴者席について、切実なご要望だということは我々も認識しておりますし、それを検討していくことは重要と考えております。まずは政令改正が施行されるということで、そこにのせるというのは今の時点では実務的な話で難しいということです。
- ・ 一方で、今回こういったサイトラインの中で検討させて頂きまして、その中である程度どういった形で実効性を確保するかということを議論させて頂きました。最終的にはこういった同伴者席も含めて義務化可能なこともあると思います。引き続き検討させて頂きたいと思います。

(座長)

- ・ サイトラインの確保のWG、課題になっています席の分散の問題、同伴者席の確保について、いずれも利用者にとっても、それを運営する施設管理者にとっても、設計者にとっても重要な課題だと思います。今回の第4回WGも含めた議論をできる限りそれぞれの、まずは業界団体に共有をして頂くということ、今後、発出されていく様々な技術的な助言や業界のガイドラインの策定に関わる様々な作業プロセスの中で活かすことをして頂くということを前提に、第4回の議論を収束させたいと思います。そういう継続性を持った議論になっていることと、今後の様々な事例の積み重ねが非常に重要ということです。
- ・ 設計者自身が様々な経験を積むことによって進んでいくのではないかと、そういうご意見もありました。まずは今回の取りまとめ、設計手法と担保策を一步進めていくということを最優先課題にしながら、今後の対応を進めていければと思いますので、皆さまのご了解を頂ければと思います。
- ・ それでは少し予定の時間を超過しましたが、これで第4回の「サイトラインの確保等に係る検討WG」を終了させて頂きたいと思います。
- ・ 今後、時間は少し要するかと思いますが、本日頂いたご意見も含め、設計標準への記載の仕方、第四面の資料の策定の仕方、備考欄についての記述について少し整理をしていければと思います。よろしくお願いします。
- ・ それでは、議事についてはこれで終了させて頂きます。

(事務局)

- ・ 議事の進行ありがとうございました。
- ・ 本WGにつきましては、今回が最終回となります。毎回、追加意見を頂いておりましたが、今回は行わず、今後の取りまとめについては座長預かりとさせて頂きますのでご了承ください。
- ・ それでは閉会の前に国土交通省より一言ご挨拶を頂きたいと思います。

(国土交通省)

- ・ 委員の皆さま方には6月から4回にわたり非常に密度の濃い議論をして頂きました。今までやったことがないところなので、非常に課題も多く、皆さんの実情もある中で取りまとめるのは難しい課題ではありました。100点満点ではなかったかもしれませんが、ある程度の方向性は出たのではないかと考えております。どうもありがとうございました。
- ・ これで終わりというわけではございません。これからまたフォローアップ会議などの場を使いながら改善できるところは改善していく、あるいはフォローアップ、蓄積をしていく、そこで改善していくということが重要と考えております。これから実効性を確保するためにどう改善していくかが課題だと思っておりますので、引き続き皆さま方にはご協力をお願いしたいと思います。長い間、ありがとうございました。

3. 閉会

了